

平成 28 年 7 月 1 日

治山林道課長

平成 28 年度森林整備保全事業設計積算要領及び
森林整備保全事業建設機械経費積算要領の改正について

このことについて、林野庁では、森林整備保全事業設計積算要領及び森林整備保全事業建設機械経費積算要領の改正を行い、平成 28 年 4 月より適用しています。

つきましては、本県においても、下記のとおり、改正内容の一部を適用することとしましたのでお知らせします。

記

1. 主な改正内容

(1) 【森林整備保全事業設計積算要領】

- ・鋼製ダム等の組立式鋼材（中詰を必要とする鋼材を除く）の購入費を共通仮設費算定の対象として追加。
- ・航路の安全標識等費用及び発破の監視費用を共通仮設費（安全費）の対象として追加。
- ・労働者の輸送に要する費用（営繕費）の率計算による額の範囲を明確化。
- ・緊急工事、大都市での工事について、現場管理費率の加算。
- ・間接工事費の算定における工種区分「橋梁保全工事」の新設。
- ・処分費等の取扱いについて一部変更。
- ・「河川・道路構造物工事」、「鋼橋架設工事」及び「道路維持工事」の間接工事費の算定に係る率の再設定。
- ・「交通誘導警備員」の積算方法の見直し。
- ・「大都市補正」の増設（対象：鋼橋架設工事、道路維持工事、舗装工事）。

※1 役務費における立木補償に関する取扱いに関する改正については適用しない。

(2) 【森林整備保全事業設計積算要領の細部取扱いについて】

- ・設計単価の取扱いについて、物価資料及び見積りによる場合の単価の算定方法を追加。
- ・歩掛の補正について、冬期補正、時間的制約を受ける工事の補正及び夜間工事の補正を追加。
- ・イメージアップ費率について市街地の計算式を追加 (※2)。
- ・請負工事の特許使用料の積算について、特許使用料の適用及び積算方法を追加。

※2 イメージアップ経費の取扱いについては 28 高治林第 330 号による。

※3 山林砂防工の適用範囲については平成 28 年 7 月治山林道事業留意事項による。

※4 工事の一時中止に伴う増加費用等の積算に関する改正については適用しない。

(補足) 物価資料及び見積りにより単価を決定する場合の算定方法については、従来のとおり、積算の手引き (高知県土木部) による。

(3) 【森林整備保全事業建設機械経費積算要領】

- ・建設機械経費の積算に用いる燃料消費率、機械損料及び消耗材料について変更 (※5)。

※5 林野庁「建設機械経費積算要領」新旧対照表参照。

2. 適用年月日

平成 28 年 7 月 1 日以降に積算するもの。